



KPMG Monthly Special Academy

～タイの会計税務法律の基礎講座～

第3回 法人税・移転価格

1月21日(金) 14:00-15:45 (タイ時間)

Cisco WebEx



三浦 一郎
Audit
Partner



宮田 一宏
Audit
Partner



伊藤 進
Tax
Director



金澤 学
Tax
Associate Director



KPMG Institute Thailand

～タイの会計税務法律の基礎講座～

第3回 法人税・移転価格

本日の予定

時 間	項 目	講 師
14:00 – 14:05	ご挨拶	宮田
14:05 – 15:15	法人税の基礎	伊藤
15:15 – 15:20	<休憩>	
15:20 – 15:40	移転価格税制の基礎	金澤
15:40 – 15:45	まとめ	三浦

KPMG Institute Thailand

講師紹介

法人税担当



伊藤 進

Director, Tax

日本国税理士

(現在未登録)

- 2003年にKPMG税理士法人に入社。主に外資系金融機関及び投資ファンド等における税務コンプライアンス及び、アドバイザリー業務に従事。
- 2009年よりKPMGタイランド赴任、2012年KPMGインドに駐在、その後2014年より再びKPMGタイに再赴任、現在に至る。
- 主に日系企業に対してタイの税制・法制度に関するアドバイザリー、現地法人設立や組織再編等の法務・税務手続支援、BOI関連の業務に従事。

移転価格税担当



金澤 学

Associate Director, Tax

日本国公認会計士

(現在未登録)

- 2008年大手税理士法人入所。10年以上にわたり移転価格税務に携わる。
- 主に日系多国籍企業に対するサービスを中心に行っており、移転価格調査、二国間協議、事前確認、移転価格ポリシーの構築および文書化などの多数の移転価格事案に携わる。
- 2021年よりKPMGタイランドの移転価格専門家として実務に従事。



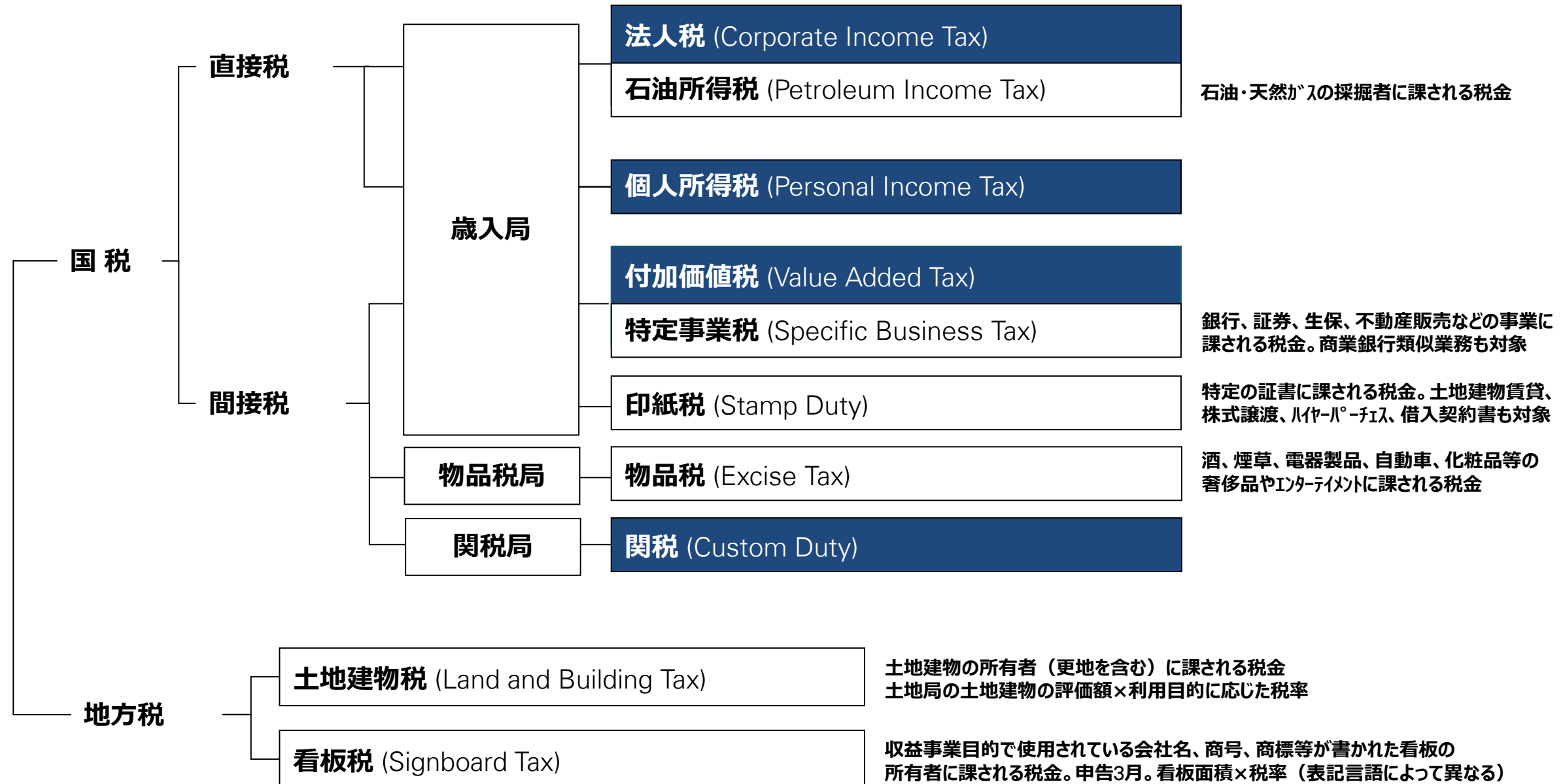
法人税の基礎

伊藤 進
Director, Tax

法人税の基礎 本日の項目

1. タイ税制の概要
2. 法人税の申告・納付手続き
3. 法人税の計算方法
4. 損金不算入項目
5. 益金不算入項目
6. BOI投資奨励の税務上の留意点
7. 税務調査の概要

1. タイ税制の概要

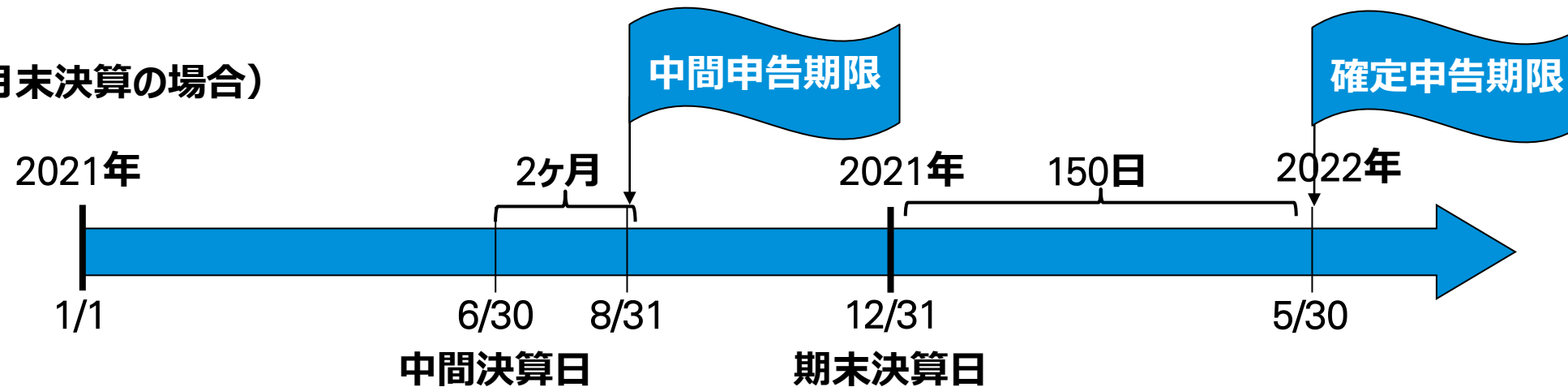


2. 法人税の申告納付手続き

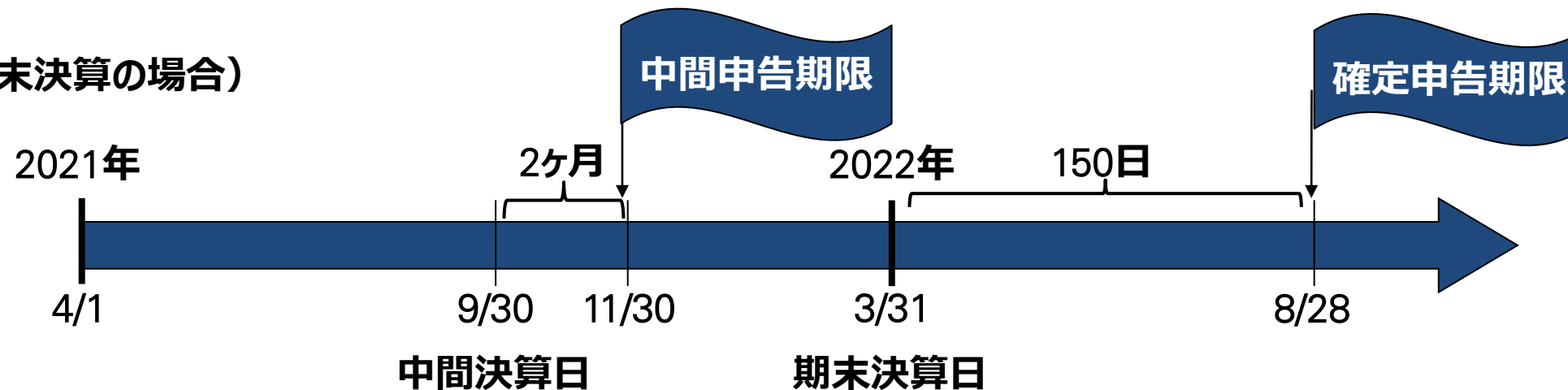
中間申告と確定申告

法人税は、中間と期末の年2回、申告・納付する必要がある
(但し、設立事業年度や解散事業年度など、事業年度が12カ月未満の場合は中間申告不要)

(12月末決算の場合)

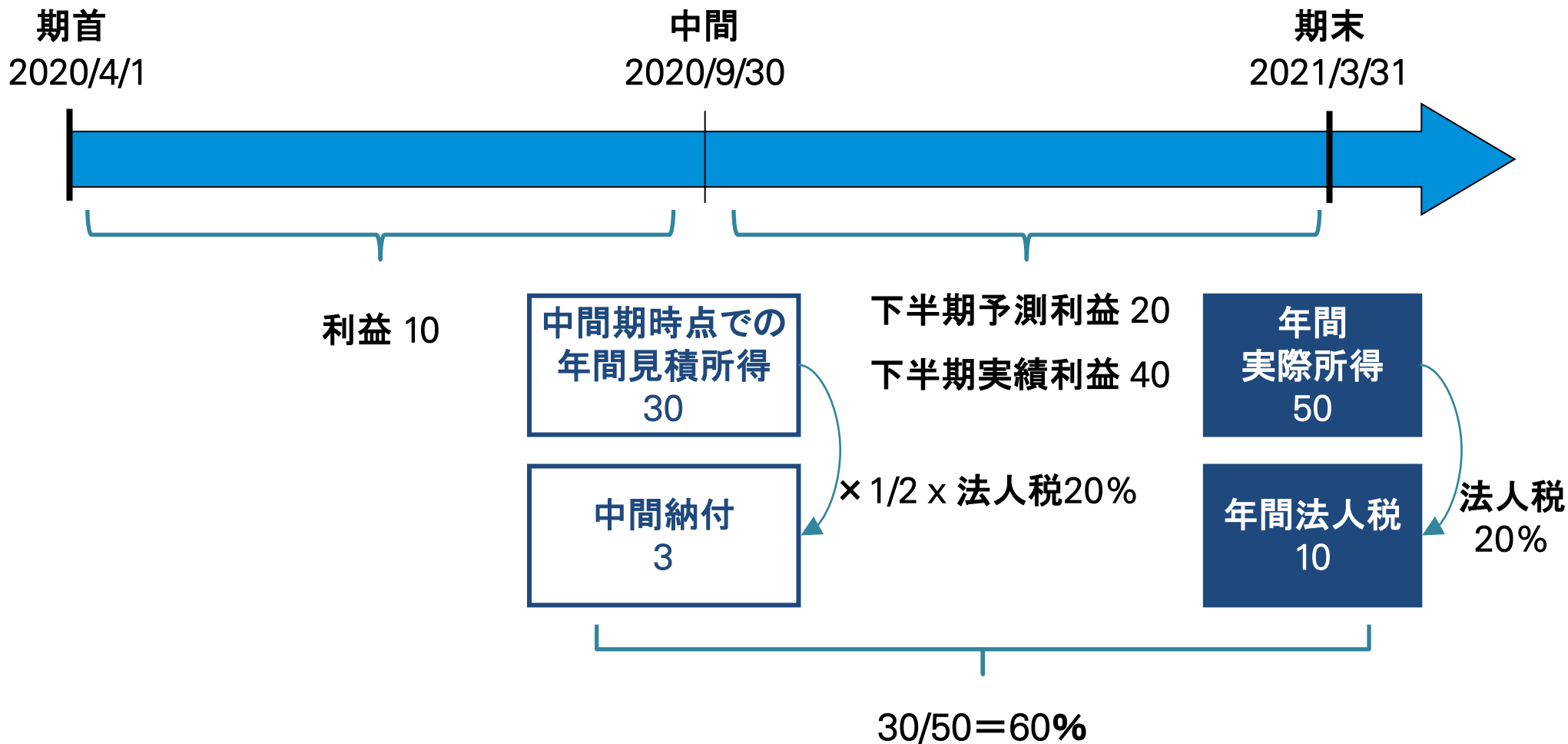


(3月末決算の場合)



2. 法人税の申告納付手続き（中間納付の留意点）

中間納付額は、原則として年間見積所得に基づき計算する



年間見積所得が実際所得より40%低い！

歳入法第67条の3

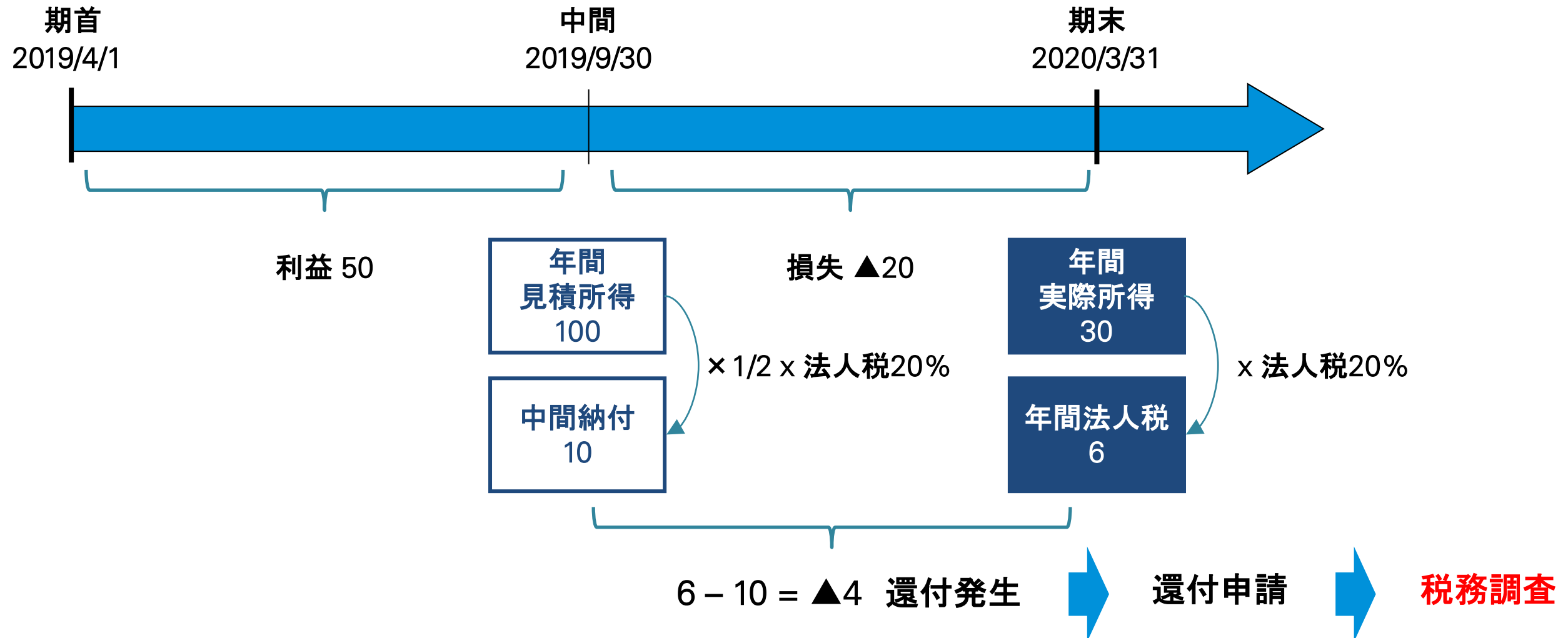
- 年間見積所得が実際所得よりも25%以上低かった場合、「合理的な理由」がない限り、納税不足額に対して20%の延滞税が課される
- ただし、中間納税額が前年度の年税額の1/2以上であれば、延滞税は課されない(歳入局通達 No. Paw 50)

前年度の年税額がゼロの場合は？

回避策は？

2. 法人税の申告納付手続き（中間納付の留意点）

中間納付額の還付



3. 法人税の計算方法

課税所得から法人税計算の流れ

会計上の税引前当期利益		1,000
1. 益金算入項目（加算）	100	
例：受贈益		
2. 損金不算入項目（加算）	400	500
例：交際費		
3. 益金不算入項目（減算）	(200)	
例：受取配当金		
4. 損金算入項目（減算）	(100)	(300)
例：特別償却費		
当期課税所得		1,200
5. 税務上の繰越欠損金		(200)
課税所得（A）		1,000
法人税年税額（B） = （A） × 20%		200
源泉税額（C）		(20)
中間納付額（D）		(80)
差引法人税額（B） - （C） - （D）		100

項目 及び 内容	例
1. 益金算入項目 会計上は収益計上なし 税務上は収益を認識する	・無償または低廉譲渡等による受贈益 ・市場価格をベースとするみなし収益 ・前受金の入金
2. 損金不算入項目 会計上は費用を計上 税務上は費用を認識しない	・引当金 / 未実現損失 ・交際費（損金算入限度額を超える部分） ・支払先を証明できない費用
3. 益金不算入項目 会計上は収益を計上 税務上は収益を認識しない	・受取配当金
4. 損金算入項目 会計上は費用計上なし 税務上は費用を認識する	・税務上の特別償却費 （一定の研究開発用設備の初年度 40%償却等）
5. 税務上の繰越欠損金 その事業年度の課税所得計算の結果、課税所得が欠損（マイナス）となった場合には、その欠損金は翌期以降 5 年間にわたって繰越可。	

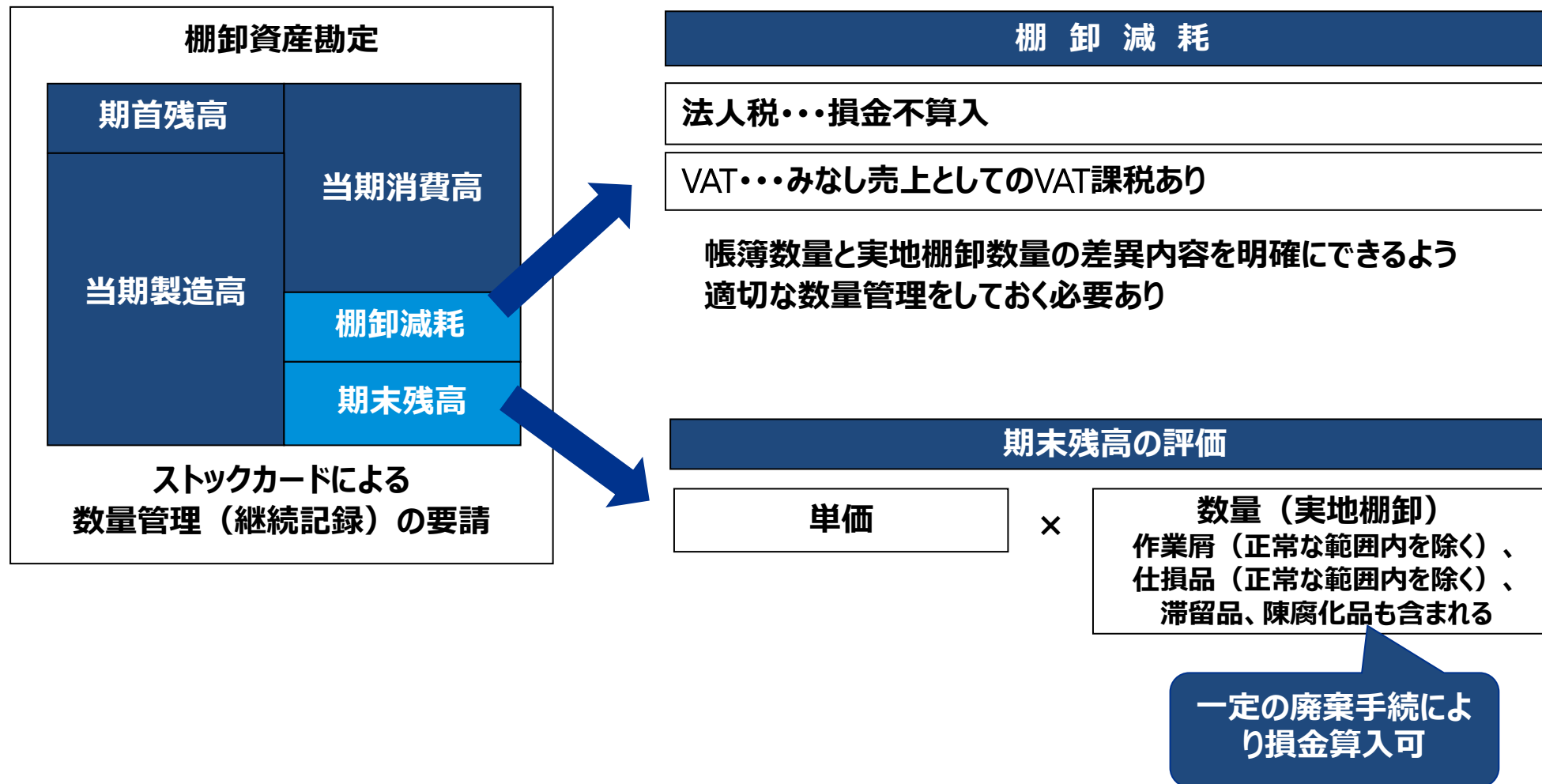
4. 損金不算入項目

① 損金不算入項目の概要

見積費用	・引当金（一定の金融機関を除く） ・資産の評価損
事業に関連しない費用	・他の会計期間に帰属すべき費用 ・利益の追求または事業目的の遂行に関連しない費用 ・個人的経費、贈与、寄付金（指定寄付金を除く） ・限度額を超える交際費 ・受領者を証明できない支出（使途不明金）
市場価格を超える取引	・資産の購入価格等で合理的な理由なく市場価格を超える部分 ・株主等への給与で合理的な金額を超える部分
資産に係る支出	・資本的支出（現状維持のための修繕費に該当しないもの） ・建設期間中の借入利息(建設コストに紐つく借入金の利息)
利益処分による支出	・配当金
その他の支出	・諸基金への拠出金（一定の“プロピテントファント”への拠出金を除く） ・付帯税（加算税・延滞税）、刑事上の罰金 ・仕入VAT（一部のものを除く）

4. 損金不算入項目

② 棚卸資産の廃棄損等



4. 損金不算入項目

② 棚卸資産の廃棄損等

棚卸資産の廃棄損を損金算入するためには、以下の手順が要件とされる。

ケース	手続
廃棄品が保存不能の場合(原則) ...食品・医薬品・化学品など	・会社内部におけるチェック（検査と承認） ・会計監査人等の立会・廃棄証明の作成
廃棄品が保存可能な場合(原則)	・会社内部におけるチェック(検査と承認) ・会計監査人等の立会・廃棄証明の作成 ・歳入局担当官の立会(廃棄日30日前までに通知必要)
EPZ(輸出加工区)内に所在する会社	・IEAT(タイ工業団地公社)所定の承認手続 ・会計監査人等の立会・廃棄証明の作成
BOIの投資奨励を受けた企業	・BOIの所定の承認手続 ・会計監査人等の立会・廃棄証明の作成

4. 損金不算入項目

③ 交際費

限度額を超える交際費は損金不算入

(Ministerial Regulation No.143)

交際費とは

- ・通常の商慣習として必要な接待やサービスに関する費用
 - 従業員に対するものは除く（業務上、従業員の同席が必要な場合は交際費に含まれる）
 - 名目はさまざま（宿泊費、飲食費、遊興費、ゴルフ等）
 - 贈答については、1人1回あたり2,000バーツを超えないこと

損金算入の要件

- ・取締役や管理職員による承認を受けたものであること
- ・領収書等により支払いを立証できるもの

損金算入限度額

- ・総売上と資本金のいずれか大きい額の0.3%（上限10百万バーツ）

4. 損金不算入項目

④ 寄付金

損金算入できる寄付金は限定される

(歳入法第65条の3)

損金算入可能な寄付金の種類

(Notification of the Director-General of Revenue Dept.No.44)

- ◆ 公共慈善および歳入局長の定める指定団体への公共の福祉に寄与する団体
 - ・自然保護、環境保護、遺跡保護、公害・環境汚染の防止など
- ◆ 歳入局長が定める教育・スポーツ振興に寄与する寄付金
 - ・教育機関、図書館、研究機関、奨学金、Athletic Authority of Thailand への寄付金など

損金算入の対象となる指定団体とは

- ◆ 王室・政府プロジェクト、タイ赤十字、寺院、公立病院、公立の教育機関
- ◆ 所得税及び付加価値税に関する省令 No.2に定められている団体

損金算入限度額

損金算入可能な寄付金の種類のそれぞれについて、寄付金控除前の税務上の課税所得の2%を限度として、支出した現金または物品の寄贈について損金算入を認める。

4. 損金不算入項目

⑤ 租税公課

次に掲げる租税公課については損金の額に算入されない。

(歳入法第65条の3, Board of Taxation Ruling No.40/2560)

損金算入可能な租税公課	損金不算入となる租税公課
・ 特定事業税、印紙税、関税、土地建物税、看板税 ・ 外国税金（外国税額控除を受けない場合） ・ 交際費、車両等に係る仕入VAT（※） ・ 社会保険料延滞金（月2%）	・ 法人税 ・ 全ての税法に基づき課される加算税・延滞税・罰金 ・ 印紙税に係る過怠税 ・ 外国税金（外国税額控除を受ける場合） ・ 源泉所得税（法人所得税の前払であるため） ・ 仕入VAT（左記の仕入VATを除く）

※ VATの税額控除が認められない仕入VATのうち以下のもの

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 交際費に係る仕入VAT（損金算入限度額の範囲内に限る）・ 乗用車又は定員10人未満のバスの購入又はリース費用、並びに関連付随費用（損害保険料は除く）に係る仕入VAT（但し、車両の販売業及びリース業の場合を除く） | <ul style="list-style-type: none">・ 略式タックスインボイスに基づく仕入VAT・ VATの非課税事業のために支出した費用、物品等の購入に係る仕入VAT など |
|--|--|

4. 損金不算入項目

⑥ 貸倒損失

貸倒償却の対象となる債権

(Ministerial Regulation No.186)

特定の債権に対する個別引当 (営業活動及び事業運営上生じた債権) (取締役等に対するものは含まれない)	下記要件を満たすもの	損金算入	○
	それ以外	損金算入	×
債権総額に対する一定率による一般引当		損金算入	×

損金算入の要件

基本的に裁判所の関与が必要

200万バーツ超の債権	200万バーツ以下の債権	20万バーツ以下の債権 (一定の金融機関の場合20万バーツ)
①以下の理由により未だ支払がない ・死亡または失踪宣告があり、かつ 支払に充てる財産がない(保証人含む) ・債務者の事業停止かつ先順位の優先権者の 債権額が債務者の財産よりも大きい	①同左	適宜督促等の諸策が行われて いるが未だ支払がなく、かつ 回収見込額以上の訴訟費用が 見込まれる
②裁判所の強制執行または債務履行命令	②民事訴訟または支払請求の受理	
③裁判所による破産手続開始後の和解成立	③破産手続開始の申立の受理	

4. 損金不算入項目

⑦ 乗用車にかかる費用

乗用車及び定員10名未満のバスのリース料や減価償却費については、一定額を超える金額は損金不算入

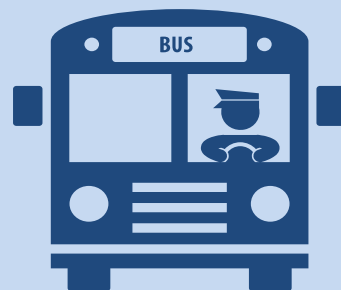
(勅令No.315)



乗用車

リースの場合

月額36,000バーツを超えるリース料
は損金算入不可



定員10名未満のバス

購入の場合

取得価額のうち累計で1百万バーツ
を超える減価償却費は
損金算入不可

4. 損金不算入項目

⑧ 固定資産の減価償却費

定額法を前提とした減価償却限度額（残存価額ゼロで計算）

（勅令No.145）

資産の種類		償却率	耐用年数
建物（建物本体及び建物と不可分の部分）		5%	20年
仮設建物		100%	1年
借地権等の賃借権、 特許権、著作権、営業権、 商標権、技術使用权 その他の権利	使用期間に関する 契約がないもの	10%	10年
	使用期間に関する 契約があるもの	契約期間	契約期間
コンピュータ及び周辺機器		33%	3年
その他の資産		20%	5年

- ・ 歳入法には償却方法に関する規定がないため、会計上の償却方法に従う。
- ・ 勅令で定める資産の種類ごとの耐用年数と償却率の関係から、定額法が通常の償却方法として想定されているが、会計上、定額法以外の償却方法を採用していても、上記の耐用年数よりも長い期間で償却が終了するような償却方法であれば、各年度の損金として容認される。
- ・ 上記の償却率を2倍した率を各期首の残存簿価に乗じて算定する方法（特殊定率法）も上記の耐用年数内で償却が終了する限りにおいては、適用できるものとされている。

4. 損金不算入項目

⑧ 固定資産の留意事項

取得価額	- 償却資産の取得価額の定義は明確でなく、会計上の取扱いを準用 - 建設期間中の借入利子の取得価額への算入は、税務上強制される - 少額固定資産の取扱いに関する規定なし
残存価額	- 税務上の残存価額はゼロであるが、通常、除却まで1パーツを備忘価額として残す - 会計上は任意
期中取得	期中に取得した資産については、日割計算により減価償却費を計算
除却	- 単に使用を中止した場合でも、減価償却は継続しなければならない - 欠陥がある場合には、廃棄事実を示す書類と会計監査人の証明を要件として損金算入可 - 税務調査でのトラブルを避けるため、棚卸資産の廃棄に準じた手続を行うべき
中古資産	中古資産に関する耐用年数の規定がないため、通常の新品と同様に取扱う
少額資産	- 金額の大小に関係なく、1年以上使用する資産はすべて固定資産に計上し、減価償却を実施しなければならない - 但し、実務上は事務手続の簡素化のため、固定資産に計上する基準額を決める
変更手続	減価償却方法の変更または耐用年数の変更には、歳入局長の事前の許可が必要

4. 損金不算入項目

⑨ 本社経費

下記の性質の費用はタイでは損金不算入となる

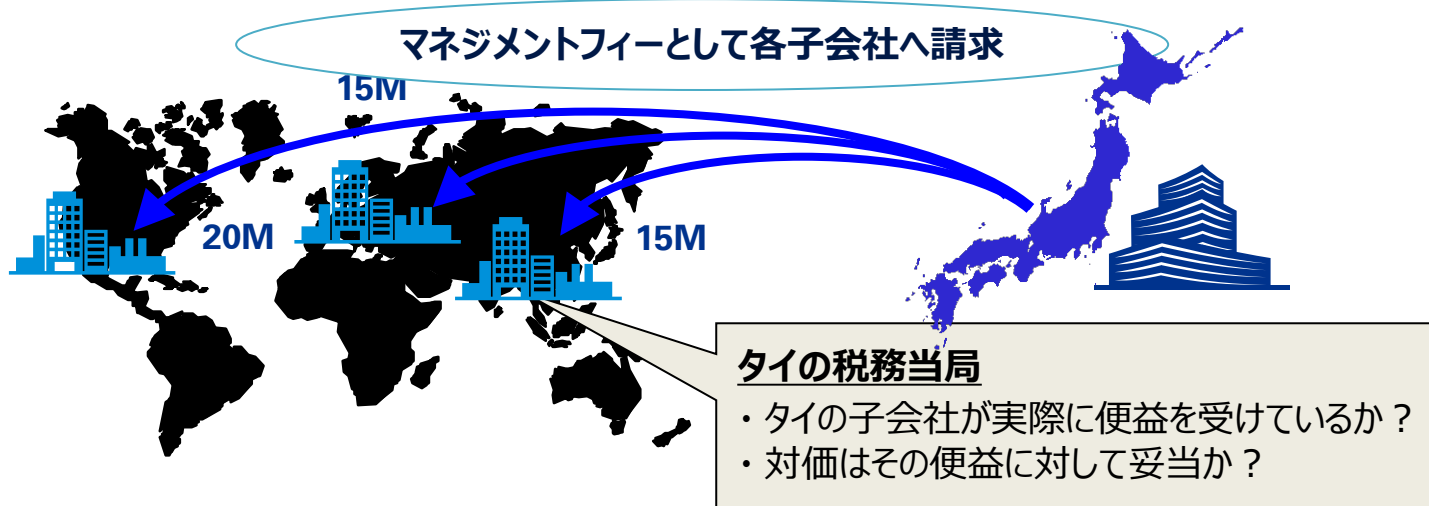
- ・利益の追求または事業目的の遂行のために専ら支出されたものと認められない費用
- ・タイ国内での事業目的の遂行のために専ら支出されたものと認められない費用



- ・ 日本の税務当局の積極的な移転価格調査を背景に、海外子会社への回収の動きは強まる傾向
- ・ 海外子会社は各社ごとに対税務当局向けに「損金性」の証明を求められる

4. 損金不算入項目

⑨ 本社経費（マネジメントフィー）



	タイ	ドイツ	米国	合計
日本の親会社で発生した費用（人件費および間接費）(A)	50M			
各子会社の売上高	300M	300M	400M	1,000M
各子会社の売上高比率 (B)	30%	30%	40%	100%
各子会社への配賦額 (A) x (B)	15M	15M	20M	50M

	損金と認められやすいケース	損金と認められにくいケース
会社の状況	本社配賦経費を支払っても相応の利益を計上している	- 本社配賦経費を支払った結果、赤字に転落している - 本社配賦経費がなくても赤字（本社配賦経費がタイ子会社の収益に貢献していないと見られてしまう）
証憑書類	- 契約書に具体的なサービス内容が記載されている - 請求額が「本社の人件費単価（一定のマーヅンを含む）x タイ子会社のために使用した時間」といったようなタイ子会社が実際に受けたサービスと直接紐付く計算方法となっている - その他本社で発生した費用の具体的な証憑がある - 本社から受けたサービス内容を具体的に示す証憑（本社社員の出張記録、本社社員との打ち合わせ議事録、技術指導レポートなど）を保存している	- 契約書にサービス内容が具体的に記載されていない - 請求額が「本社で発生した費用 x 各子会社の売上高比率」もしくは「各子会社の売上高 x 一定率」といったようなタイ子会社が実際に受けたサービスとの紐付きが不透明な計算方法となっている - 本社で発生した費用の証憑が無い - 本社から受けたサービス内容を具体的に示す証憑が無い

4. 損金不算入項目

⑩ リース取引

賃借人（購入者）の処理（※ タイ国内取引を前提）

	リース取引		割賦購入(ハイパーチェス)取引
会計処理	ファイナンス・リース	資産計上	資産計上
	オペレーティング・リース	支払リース料を費用計上	
法人税	支払リース料を損金算入		利息を含む支払合計額を取得価額として減価償却費を損金算入（一事業年度中の割賦支払額を限度）
源泉税	支払リース料の5%を源泉徴収		返済額のうち金利相当額の1%を源泉徴収
VAT	リース料の支払時に仕入VATを計上		資産購入時に仕入VATを計上

5. 益金不算入項目

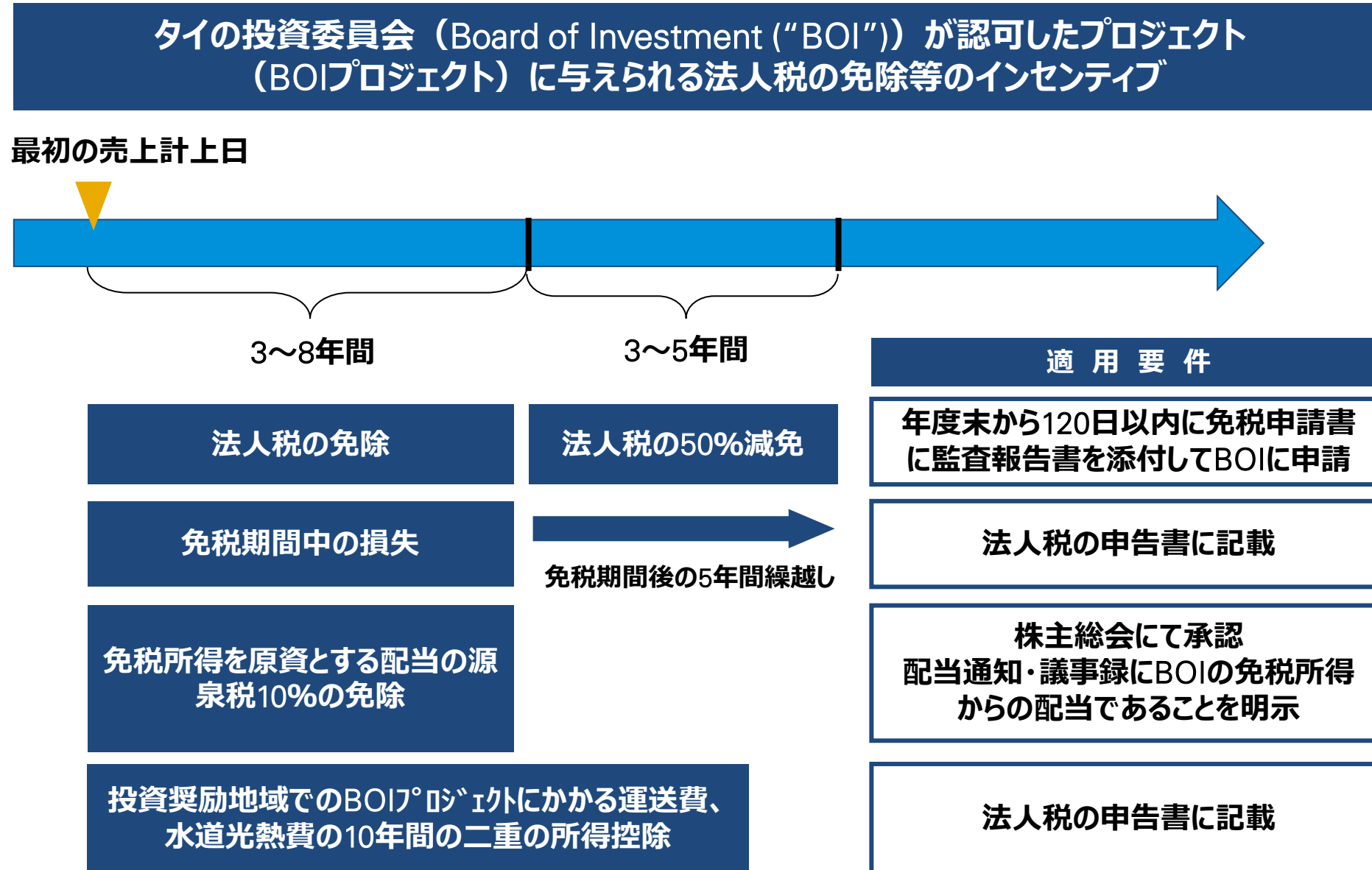
受取配当金の益金不算入

受取配当金は、配当を支払う法人側で既に法人税が課されているため、二重課税を排除する目的で一定の益金不算入（税務上は収益として認識しない）措置が設けられている。
（歳入法第65条の2、勅令No.442）

配当を受領する会社		上場会社	非上場会社
タイ国内の法人から受領する配当	配当を支払う会社の議決権株式の25%以上を保有する場合（注） （互いに株式を持合う場合を除く）	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	BOIの投資奨励によって法人税が免除される場合の、その免税期間中にその免税所得から支払われる配当	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	その他の場合（注）	全額 益金不算入	½を 益金に算入
海外の法人から受領する配当	以下の全ての要件を満たす場合 ・配当を支払う会社の発行済株式の25%以上を配当受領日前6ヵ月以上保有していること ・配当を支払う会社の所在地国の法人税の実効税率が15%以上であること	全額 益金不算入	全額 益金不算入
	その他の場合	全額を益金に算入	全額を益金に算入

（注） 配当支払会社の株式を配当受領日の前後3ヵ月（計6ヵ月）以上継続して保有しない場合は、全額 益金算入となる。

6. BOI投資奨励の税務上の留意点

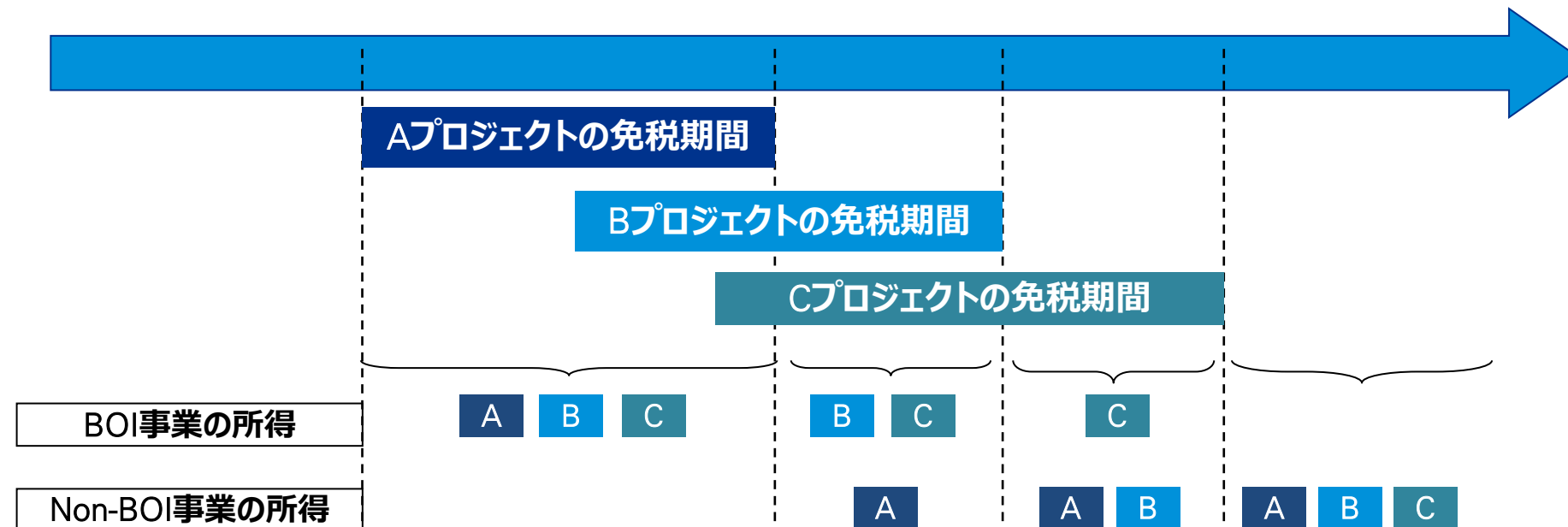


6. BOI投資奨励の税務上の留意点

法人税の計算方法

BOI事業とNon-BOI事業に分けた損益計算が必要

- BOIプロジェクト別に収益・費用を集計する
- 共通費用は、売上・面積・従業員数等の合理的な基準により配分する
- 預金利息は、BOI事業の損益に算入できる（BOI事業の売上の2%を上限とする）



6. BOI投資奨励の税務上の留意点

売上のみを配賦基準とした場合			費目ごとに配賦基準を設定した場合		
	BOI	Non BOI	BOI	Non BOI	配賦基準
売上	1,000	1,000	1,000	1,000	
原材料費	300	300	220	380	直接賦課
直接労務費	300	300	400	200	
管理部門人件費	150	150	100	200	直接人員比
償却費・水道光熱費	50	50	30	70	使用面積比
その他	50	50	50	50	売上高比
税引前利益	150	150	200	100	
法人税額	免税	45	免税	30	
当期純利益	150	105	200	70	

相関関係が妥当な配賦基準

6. BOI投資奨励の税務上の留意点

繰越欠損金の計算方法

(1) BOI事業のみの場合

X1 期	所得 / 損失
BOI事業	▲30

→ 法人税の免税期間終了日から5年間、繰越欠損金として使用可

(2) BOI事業（1プロジェクトのみ）とNon-BOI事業がある場合

X1 期	所得 / 損失
BOI事業	▲30
Non-BOI事業	50
合計	20

投資奨励法第31条

その事業年度のBOI事業から生じた損失は、Non-BOI事業の所得と相殺

x 法人税率（20%） = 4

X1 期	所得 / 損失
BOI事業	▲50
Non-BOI事業	30
合計	▲20

投資奨励法第31条

その事業年度のBOI事業から生じた損失は、Non-BOI事業の所得と相殺し、相殺しきれない損失は、その免税期間終了日から5年間、繰越欠損金として使用可

→ 法人税の免税期間終了日から5年間、繰越欠損金として使用可

6. BOI投資奨励の税務上の留意点

繰越欠損金の計算方法

(3) BOI事業（2プロジェクト以上）とNon-BOI事業がある場合

(BOI告示No.9/2559)

X1 期	所得 / 損失
BOI事業 (A)	▲50
BOI事業 (B)	30
Non-BOI事業	100
合計	80

BOI事業間で相殺 (▲20)

BOI事業とNon-BOI事業を相殺 (80)

x 法人税率 (20%) = 16

X1 期	所得 / 損失
BOI事業 (A)	▲50
BOI事業 (B)	30
BOI事業 (C)	▲10
Non-BOI事業	▲100
合計	▲130

BOI事業間で相殺 (▲30)

BOI事業(A)の繰越欠損金▲25 は免税期間終了日から5年間使用可
BOI事業(C)の繰越欠損金▲5 は免税期間終了日から5年間使用可

→ 翌期以降5年間、繰越欠損金として使用可

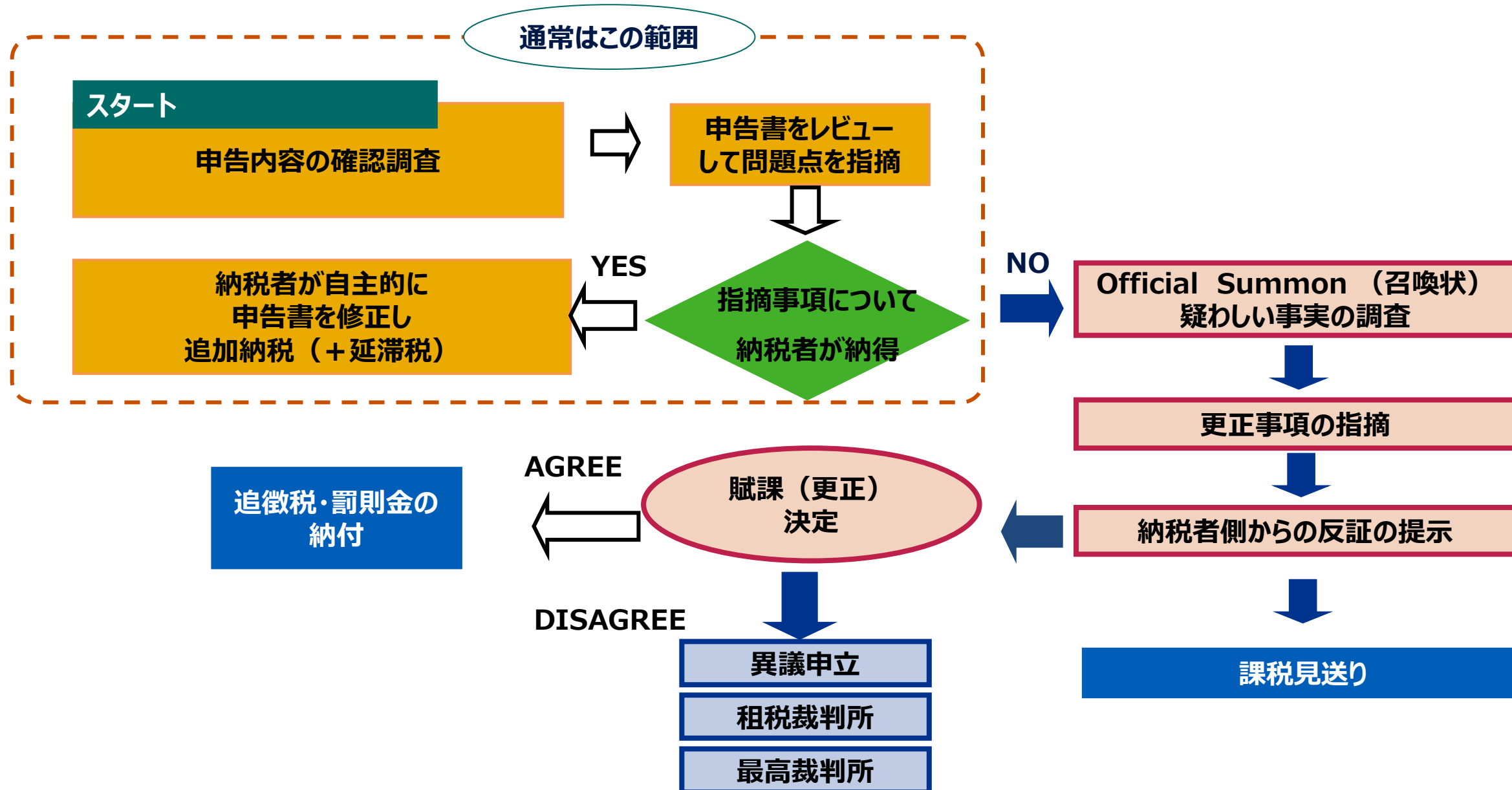
BOI事業(B)の所得30を(A)と(C)の損失の金額に応じて配分する

6. BOI投資奨励の税務上の留意点

法人税の免税期間終了時の留意点

終了時点の損益確定	期中(免税期間は操業開始月から起算する)に法人税の免税期間が終了する場合、終了時点で損益を確定する必要がある
繰越欠損金の確認	法人税の免税期間中にそのBOI事業から生じた損失は、その事業年度のNon-BOI事業の所得と相殺し、相殺しきれない損失は、その法人税の免税期間終了日から更に5年間、繰越欠損金として使用できる
配当政策	法人税の免税期間終了後6ヵ月以内までは免税所得を原資とする配当の源泉税が免除されるため、免税期間終了後6ヵ月以内に配当実施を検討する必要がある
税務調査	法人税の免税期間終了後に税務調査が行われるケースが多く見受けられるため、税務調査に耐える資料・体制が整っているかの検討が必要

7. 税務調査の概要



7. 税務調査の概要

納付不足額に対するペナルティー

税金の種類		要因	根拠条文	金額	備考
法人税	加算税	過少申告	歳入法22条	100%（追徴税額と同額）	交渉により減額される場合もある
		無申告	歳入法26条	200%（追徴税額の2倍）	
	延滞税	納付遅延	歳入法27条	月 1.5%（上限100%）	交渉でも減額されない
VAT	加算税	過少申告	歳入法89条	100%（追徴税額と同額）	交渉により減額される場合もある
		・無申告 ・Tax invoiceの不正発行 ・Tax invoiceの発行もれ	歳入法89条	200%（追徴税額の2倍）	
	延滞税	納付遅延	歳入法89/1条	月 1.5%（上限100%）	交渉でも減額されない
源泉税	加算税	なし			
	延滞税	納付遅延	歳入法27条	月 1.5%（上限100%）	交渉でも減額されない



移転価格税制 の基礎

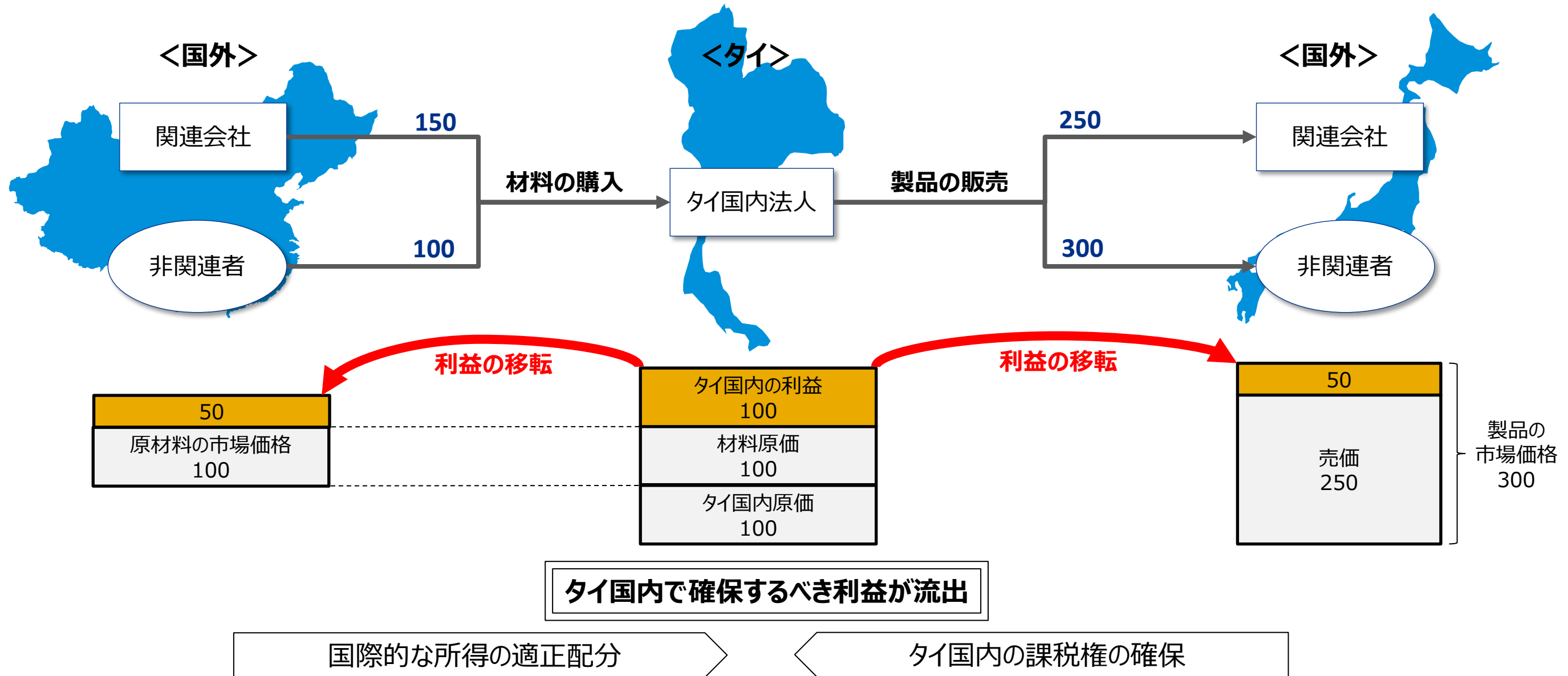
金澤 学

Associate Director, Tax

移転価格税制の基礎 本日の項目

1. 移転価格税制とは
2. 基本的な仕組み
3. 知っておくべきポイント

1. 移転価格税制とは



2. 基本的な仕組み

対象取引

- **有形資産取引（モノ）**
通常の棚卸資産取引（仕入・販売）
生産設備等の購入/売却取引 等
- **無形資産取引（ロイヤリティ）**
ロイヤリティ契約、ライセンス契約等に基づくブランド・商標、
製造ノウハウ・技術使用の対価に関する支払い 等
- **役務提供取引（サービス）**
親会社からの役務提供に対する対価の支払、関連会社への役務の提供と対価の回収
例）マネージメントフィー、本社費の配賦に基づく支払 等
- **金融取引（金利）**
親会社からの借入に対する利子の支払、関連会社への貸付に対する利子の受取 等

2. 基本的な仕組み

関連者の定義

- 50%以上の直接又は間接の資本関係にある法人
- 実質支配関係にある法人

資本関係



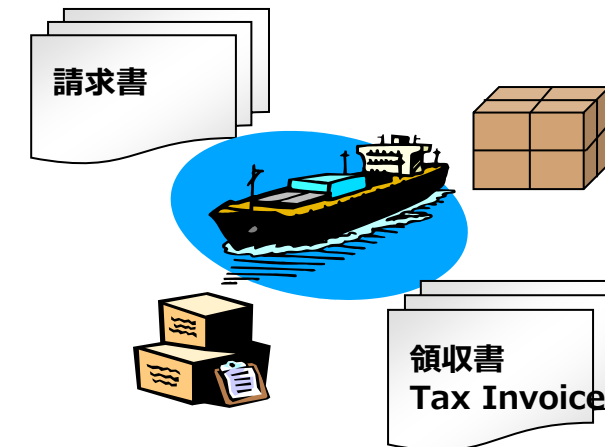
Shareholders

実質的支配の存在
(コントロール)



Directors

取引の依存関係 等



- 税務当局は関連者との取引価格が適正であるか（独立企業間価格であるか）を確認する必要がある
- 一方、企業も取引価格の妥当性を自ら証明する必要がある

2. 基本的な仕組み

独立企業間価格算定方法

移転価格算定方法		概要
基本三法	独立価格比準法 Comparable Uncontrolled Price (CUP) Method	✓ 関連者間取引の 価格 を、第三者のそれと比較する方法 ✓ 価格を直接比較する方法となるため、非常に高い比較可能性が求められる
	再販売価格基準法 Resale Price Method (RP法)	✓ 製品を関連者から購入し、第三者へ再販売する取引に適用される方法 ✓ 関連者間取引に係る 売上総利益率 を検証する方法 ✓ 通常、販売会社が製品に大きな価値を付加しないで再販売するケースに最適な方法となる
	原価基準法 Cost Plus Method (CP法)	✓ 関連者に対して製品やサービスを提供するサプライヤーのコストに対する グロスマークアップ を検証する方法 ✓ この方法は、製品の製造、組立、その他の生産を行い、関連者に販売する取引、関連者に対してサービスを提供する取引に対して有効である
その他の方法	利益分割法 Profit Split Method (PS法)	✓ 一連の関連者間取引の 連結利益の分割状況 を検証する方法 ✓ 取引が相互に強く関連しており、個別に検証を行うことが出来ない場合、ユニークな無形資産が関連する場合等において、第三者間での比較対象取引が無い場合に有効となる方法 ✓ 残余利益分割アプローチと、貢献度利益分割アプローチが規定されている
	取引単位営業利益法 Transactional Net Margin Method (TNMM)	✓ 関連者間取引に係る 営業利益 の水準を検証する方法 ✓ RP法やCP法と同様に取引関連当事者の一方の利益率を検証する方法であるが、売上総利益ではなく営業利益を検証する点が大きな相違点となる

移転価格の実務上、一般的な製造会社・販売会社等の移転価格分析の大半のケースにおいてTNMMが用いられている

3. 知っておくべきポイント

文書化ルール



マスターファイル



国別報告書 (CBCR)



ローカルファイル
(移転価格文書)



移転価格開示フォーム

企業グループ全体の概要や グループポリシーなどを記載

- 収益の額が2億バーツ以上の場合に作成義務
- 原則、日本の最終親会社が生産国で提出
- タイ税務当局より提出要請を受けた場合、日本本社から取り寄せて提出

国ごとの収益や税支払額などを記載

- 総収益の額が280億バーツ以上の場合に作成義務
- 原則、日本の最終親会社が生産国で提出
- 税務当局間で情報交換がなされる
- タイ拠点としては、親会社の指示に基づいて必要なデータを親会社に提出

関連者間取引の詳細や経済分析などを記載

- 収益の額が2億バーツ以上の場合に作成義務
- 税務当局の要請に基づき提出
- 移転価格税務調査の際に、最初に提出を求められる資料

関連者間取引の概要を記載

- 収益の額が2億バーツ以上の場合に作成義務
- 税務申告書と同時に提出

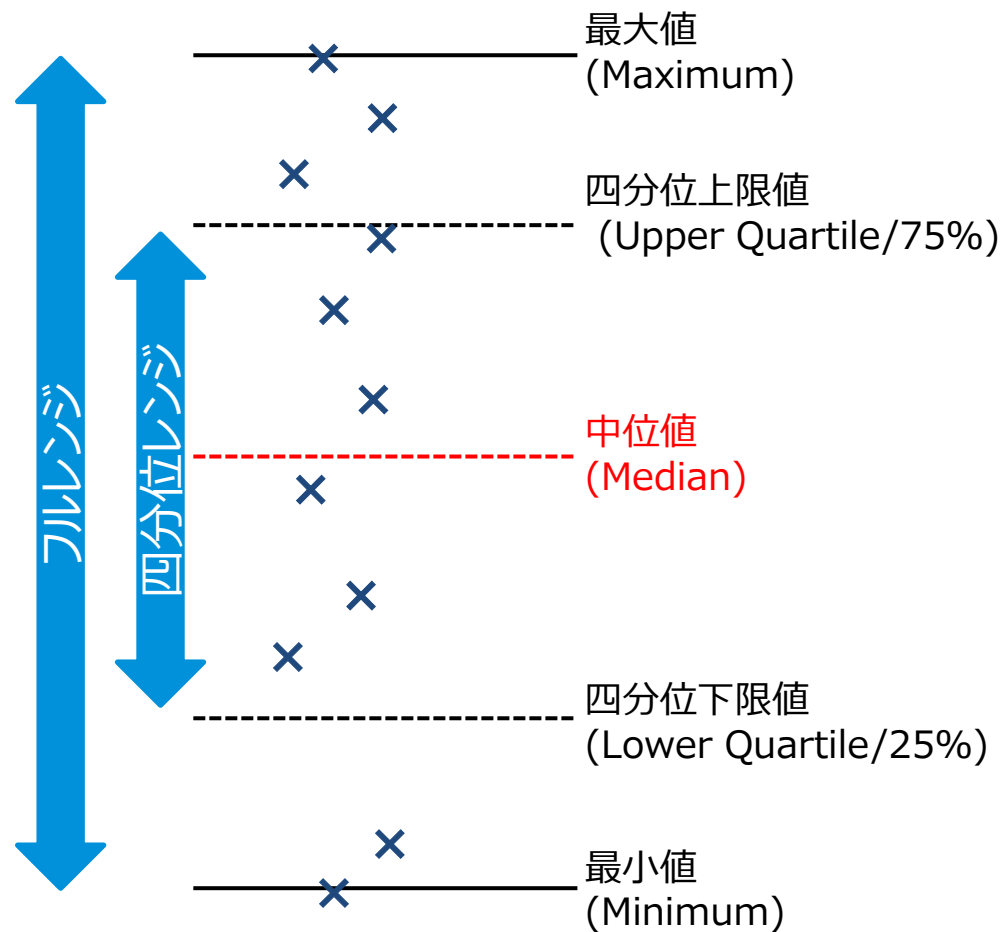
原則、**親会社**が作成すべき資料
※連結総収入1,000億円以上の法人

タイ拠点が作成すべき資料

3. 知っておくべきポイント

独立企業間レンジ

■ 複数の比較対象会社の営業利益率に基づくレンジ（幅）



※ 概略のイメージ図として参照のこと

レンジの適用が認められており、四分位レンジが原則となる

四分位レンジに収まっている場合には、移転価格（TP）リスクは低いとされる

レンジの中のどこにあるべきか明確な規定はないものの、中位値より高いほうが望ましい

レンジを上回っている場合、タイ側のTPリスクは低いものの、日本側のTPリスクが高いため、価格設定の見直しを検討することが望ましい

3. 知っておくべきポイント

移転価格調査の対象となりやすい企業

1. グループ間取引の利益率が低い又は赤字

- 商品・製品の多くをグループ会社に販売している
- 原材料・部品の多くをグループ会社から購入している
- 多額の技術支援料・ロイヤリティ・その他配賦費用等をグループ会社に支払っている
- 販管費に占めるグループ会社向け費用の割合が高い

2. 利益率が低い又は赤字

- 過去に赤字の事業年度がある
- 粗利益ベースで損失となっている
- BOIの投資奨励恩典による法人税の免除期間の終了後に利益率が悪化した
- BOIの投資奨励恩典となっている事業（免税事業）は利益が出ているが、そうでない事業（非免税事業）は損失となっている
- 原価割れ価格で販売している特定製品群がある

3. 取引価格の比較可能性

- 家電製品など最終消費財を製造する法人
- 同種製品をグループ会社と第三者の双方に販売する法人

本セミナー全3回

KPMG Monthly Special Academy タイの会計税務法律の基礎講座

第1回 2021年10月15日(金) 外国人事業法・付加価値税・源泉税

第2回 2021年11月19日(金) 会計・会社法・関税・個人所得税

第3回 2022年 1月21日(金) 法人税・移転価格

[過去のセミナー資料 - KPMG Thailand \(home.kpmg\)](https://home.kpmg)

次回セミナー予告

移転価格文書の読み方(仮題)

2022年2月25日(金) 14:00 – 15:00 (タイ時間)



昨年の9月30日付けで移転価格に関する新たな歳入局通達（Notification of the Director=General No.407）が発行されました。本通達による2021年度以降の移転価格文書の作成等において注意すべき点を次回のセミナーで解説させていただく予定です。

本日のセミナーにご参加頂きありがとうございました。
QRコードよりアンケートへのご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先



伊藤進
ディレクター
(税務)
sito@kpmg.co.th
+66 2 677 2447



金澤学
アソシエイトディレクター
(税務)
mkanazawa1@kpmg.co.th
+66 2 677 2386





home.kpmg/th



[Twitter: @KPMG_TH](#)

[LinkedIn: linkedin.com/company/kpmg-thailand](#)

[Facebook: facebook.com/KPMGinThailand](#)

[YouTube: youtube.com/kpmginthailand](#)

[Instagram: instagram.com/kpmgthailand](#)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.